

留意事項について

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所及び介護予防サービス事業所から都道府県へ提出が求められている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、今回の介護報酬見直しに伴い、報酬の算定要件の変更、新たな加算等の追加等に伴う変更が行われる予定であること。

また、政令市及び中核市が指定する事業所の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、事業所が市に提出し、市が都道府県に提供することとなるが、都道府県においては、政令市及び中核市が指定した事業所についても、当該体制等に関する届出内容を反映させた事業所台帳を国保連合会へ提供することとなること（※指定事務の取扱いと同様）。

なお、報酬算定に係る届出の期限は下表のとおりである。

サービス種類	届出に係る加算等の算定の開始時期	平成24年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防) 訪問通所サービス ・ (介護予防) 居宅療養管理指導 ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から 	3月26日
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防) 短期入所サービス ・ (介護予防) 特定施設入居者生活介護（短期利用を含む） ・ 施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月2日

サービス種類	届出に係る加算等の算定の開始時期	平成24年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 複合型サービス ・ 夜間対応型訪問介護 ・ (介護予防)認知症対応型通所介護 ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から 	3月26日
<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護（短期利用を含む） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を含む） ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月2日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出についての経過措置を設ける 	5月31日

○都道府県における留意事項

①届出項目の追加・変更に関する留意点

新たに追加された届出項目等において、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること（別紙1「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照）。

とくに地域区分については、地域区分ごとの上乗せ割合、地域区分ごとの適用地域の見直しが行われているため、事業所へ十分周知すること（別紙2「地域区分の見直しについて」参照）。

また、平成24年3月末時点で介護職員処遇改善交付金の承認を受けている事業所については、平成〇年〇月までの間、平成24年3月31日時点の交付金の届出内容を平成24年4月1日時点の介護職員処遇改善加算の届出内容とみなす経過措置を設ける（別紙3「介護職員処遇改善の経過措置について」を参照）。

②事業所台帳への変更項目の確実な反映

事業所台帳の項目変更に伴う旧事業所台帳からの移行においては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映するよう留意すること。

また、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び政令市・中核市が指定するものについてはその旨、市町村へ指導すること。

③国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会における審査にも使用するものであることから、国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報の提供については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

また、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所及び政令市・中核市が指定する事業所についても、市町村から提供された情報に基づき、国保連合会への提供を的確に行うこと。

○その他（参考）

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、別紙4のとおりとする。

別紙 1

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について新たな届出がない場合は「対応不可」、「なし」または「減算なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の 「地域区分」 「1：特別区」 「2：特甲地」 「3：甲地」 「4：乙地」 を 「1：1級地」 「6：2級地」 「7：3級地」 「2：4級地」 「3：5級地」 「8：5級地の2」 「4：6級地」 「9：6級地の2」 に変更	既存届出内容が「1：特別区」で、新たな届出がない場合は「1：1級地」とみなす。 既存届出内容が「2：特甲地」で、新たな届出がない場合は「2：4級地」とみなす。 既存届出内容が「3：甲地」で、新たな届出がない場合は「3：5級地」とみなす。 既存届出内容が「4：乙地」で、新たな届出がない場合は「4：6級地」とみなす。
3	共通	「その他該当する体制等」欄の 「地域区分」に属する地域を変更	<u>見直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。</u>
4	1 1：訪問介護 1 2：訪問入浴介護 1 5：通所介護 1 6：通所リハビリテーション 2 1：短期入所生活介護 2 2：短期入所療養介護 2 3：短期入所療養介護 3 3：特定施設入居者生活介護 2 7：特定施設入居者生活介護（短期利用） 5 1：介護福祉施設 5 2：介護保健施設 5 3：介護療養施設 6 1：介護予防訪問介護 6 2：介護予防訪問入浴介護 6 5：介護予防通所介護 6 6：介護予防通所リハビリテーション 2 4：介護予防短期入所生活介護 2 5：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄に 「介護職員処遇改善加算」 を新設	<u>平成24年3月末時点で介護職員処遇改善交付金の承認を受けている事業所については、平成24年5月末までの間、交付金の届出内容を介護職員処遇改善の届出内容とみなす経過措置を設ける（別紙3「介護職員処遇改善の経過措置について」を参照）。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4の つづ き	26：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） 54：地域密着型介護老人福祉施設 77：複合型サービス 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	(前ページと同様)	(前ページと同様)
5	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 61：介護予防訪問介護 62：介護予防訪問入浴介護 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 71：夜間対応型訪問介護 73：小規模多機能型居宅介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄に「同一建物に居住する利用者の減算」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄に「日中の身体介護20分未満体制」「サービス提供責任者体制」を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」または「1：減算なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	1 1 : 訪問介護 6 1 : 介護予防訪問介護 7 1 : 夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄における「3級ヘルパー体制」を廃止	新たな届出は不要
8	1 3 : 訪問看護	「施設等の区分」欄に「3 : 定期巡回・随時対応サービス連携」を新設	新たな届出がない場合、「3 : 定期巡回・随時対応サービス連携」は「なし」とみなす。
9	1 3 : 訪問看護	「その他該当する体制等」欄における「サービス提供体制強化加算」「2 : あり」を「2 : 加算Ⅰ」「3 : 加算Ⅱ」に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰ」とみなす。
1 0	1 3 : 訪問看護 1 5 : 通所介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 5 : 介護予防通所介護 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護	「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」の「その他該当する体制等」欄における「サービス提供体制強化加算」を廃止	新たな届出は不要
1 1	1 4 : 訪問リハビリテーション 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション	「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況」にサービス種類を追加	新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
1 2	1 6 : 通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄における「4 : 通常規模の事業所」「5 : 大規模の事業所 (Ⅰ)」「6 : 大規模の事業所 (Ⅱ)」を「4 : 通常規模の事業所 (病院・診療所)」「7 : 通常規模の事業所 (介護老人保健施設)」「5 : 大規模の事業所 (Ⅰ) (病院・診療所)」「8 : 大規模の事業所 (Ⅰ) (介護老人保健施設)」「6 : 大規模の事業所 (Ⅱ) (病院・診療所)」「9 : 大規模の事業所 (Ⅱ) (介護老人保健施設)」に細分化	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「4 : 通常規模の事業所」で、新たな届出がない場合は「4 : 通常規模の事業所 (病院・診療所)」とみなす。 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「5 : 大規模の事業所 (Ⅰ)」で、新たな届出がない場合は「5 : 大規模の事業所 (Ⅰ) (病院・診療所)」とみなす。 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「6 : 大規模の事業所 (Ⅱ)」で、新たな届出がない場合は「6 : 大規模の事業所 (Ⅱ) (病院・診療所)」とみなす。 <u>介護老人保健施設は、新たな施設等区分の届出が必要となる。</u>
1 3	2 1 : 短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄における「緊急受入体制」を廃止し、「緊急短期入所体制確保加算」を新設	「緊急受入体制」の届出内容に関わらず、新たな届出がない場合、「緊急短期入所体制確保加算」は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
14	22：短期入所療養介護 52：介護老人保健施設 25：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1と2の 「人員配置区分」欄に 「1：従来型」 「2：在宅強化型」 を新設 施設等区分5～8の 「人員配置区分」欄に 「1：療養型」 「2：療養強化型」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。
15	22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄における 「緊急受入体制」 を廃止	新たな届出は不要
16	33：特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄における 「4：高齢者専用賃貸住宅（介護専用型）」 「8：高齢者専用賃貸住宅（混合型）」 を廃止	算定を行うためには、新たな施設等区分の届出が必要となる。
17	33：特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄に 「看取り介護体制」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
18	27：特定施設入居者生活介護（短期利用） 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） 77：複合型サービス	「提供サービス」欄にサービス種類を を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
19	52：介護老人保健施設	施設等区分1と2の 「その他該当する体制等」欄に 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
20	61：介護予防訪問介護	「その他該当する体制等」欄に 「サービス提供責任者体制」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算なし」とみなす。
21	65：介護予防通所介護	「その他該当する体制等」欄に 「生活機能向上グループ活動加算」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
22	66：介護予防通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄に 「1：病院又は診療所」 「2：介護老人保健施設」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、施設等区分の届出が必要となる。
23	26：介護予防短期入所療養介護	施設等区分2、7の 「その他該当する体制等」欄における 「リハビリテーション提供体制」の 「2：理学療法Ⅰ」 を 「1：理学療法Ⅰ」 に変更	既存届出内容が「2：理学療法Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「1：理学療法Ⅰ」とみなす。
24	35：介護予防特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄における 「4：高齢者専用賃貸住宅」 を廃止	算定を行うためには、新たな施設等区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
25	73：小規模多機能型 居宅介護 75：介護予防小規模 多機能型居宅介護	「施設等の区分」欄に 「1：小規模多機能型居宅介護事業所」 「2：サテライト型小規模多機能型居宅 介護事業所」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行 うためには、施設等区分の届出が必要 となる。
26	32：認知症対応型共 同生活介護 38：認知症対応型共 同生活介護（短期利 用） 37：介護予防認知症 対応型共同生活介護 39：介護予防認知症 対応型共同生活介護 （短期利用型）	「施設等の区分」欄に 「1：Ⅰ型」 「2：Ⅱ型」 を新設	従来の届出内容に関わらず、算定を行 うためには、施設等区分の届出が必要 となる。
27	36：地域密着型特定施 設入居者生活介護	「施設等の区分」欄における 「3：養護老人ホーム」 「4：高齢者専用賃貸住宅（介護専用 型）」 「7：サテライト型養護老人ホーム」 「8：高齢者専用賃貸住宅（混合型）」 を廃止	算定を行うためには、新たな施設等区 分の届出が必要となる。